

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理を平成26年3月末までの処理を目指す(この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする)。 指定廃棄物については、平成26年度末を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保することを目指す。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることとする。					
施策の予算額・執行額等		区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	79,224,774
		補正予算(b)	-	-	46,198,912	
		繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

	1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の設置に向けた取組を実施中。	25年度※ 100
	2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			「指定廃棄物の今後の処理の方針」に基づき、最終処分場設置に向けた取組を実施中。	- 100
	3 中間貯蔵施設の供用開始	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	27年 供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成すべく、仮置場や焼却炉の設置に向けて取組を行っているところ。 ・指定廃棄物の今後の処理の方針に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行っているところ。 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。
	目標期間終了時点の総括	<p>現地の現状等を把握しつつ、「対策地域内廃棄物処理計画」、「指定廃棄物の今後の処理の方針」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」を策定したところである。今後は、これらに基づき対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理・処分並びに中間貯蔵施設設置を進めていくこととしている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	・災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------